

**北九州市農業委員会**  
**第13回東部部会会議（令和6年度8月部会会議）議事録**

**1 日 時** 令和6年8月9日（金）午前10時00分～10時12分

**2 場 所** 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

**3 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 29名

農業委員 11名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	清 水 正 人
澤 水 理 佳	稲 光 進	八木田 経 二	

農地利用最適化推進委員 18名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	古 田 仁 重
木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博	河 内 一 弥
山 本 勇 次	小 田 征 二		

・欠席委員 1名

酒 井 一 生

**4 事務局出席者**

藤 石 事務局長	池 永 次長	田 上 係長	飛 松 主査
吉 田 主任			

**5 議 事**

**(1) 農地関係**

**【報 告】**

報告第68号	使用貸借権の解約について	1件
報告第69号	非農地証明願について	1件
報告第70号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第71号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第72号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第73号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

**【議 案】**

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件

**6 傍聴人** なし

<p>部会長</p>	<p>ただ今より、令和6年度 第13回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は、30名中29名ですので、この会が成立していることを報告いたします。</p> <p>会議の効率的な運営の観点から、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略します。議案書は事前に皆さまに送付され、ご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。</p> <p>議案書の9ページをお開きください。議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。</p> <p>それでは、第1項、小倉南区朽網東地区担当の川江委員、報告をお願いします。</p>
<p>川江委員</p>	<p>議案第36号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、朽網東の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>次に、第2項、小倉南区沼本町地区担当の各務委員、報告をお願いします。</p>
<p>各務委員</p>	<p>議案第36号第2項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、沼本町の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>現地を確認しましたが、譲受人の農地の近くにあり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>次に、第3項、小倉南区大字貫地区担当の川江委員、報告をお願いします。</p>
<p>川江委員</p>	<p>議案第36号第3項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字貫の申請地において、果樹及び野菜栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>次に、第4項、小倉南区大字市丸地区担当の椰野委員、報告をお願いします。</p>
<p>椰野委員</p>	<p>議案第36号第4項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字市丸の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>次に、第5項及び第6項、門司区大字畑地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。</p>
<p>古田俊策委員</p>	<p>議案36号第5項及び第6項について、いずれも譲渡人から譲受人に贈与するもの</p>

で、大字畑の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第36号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。議案第37号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。第2項につきましては、小田委員が議事参加の制限を受けますので、先に審議を行います。小田委員の退席を求めます。

(委員 退席)

それでは、今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第37号第2項について、第1東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設業者が無蓋資材置場及び無蓋駐車場として農地を転用するものです。

地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、小田委員の入室を認めます。

(委員 入室)

それでは、引き続き、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

第1項について、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地ですが、集落の周辺に居住する者が、業務で必要な施設を集落内の家屋に隣接して設置できる規定により、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

次に、第3項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

次に、第4項について、申請地は、おおむね300m以内に鉄道の駅であるJR志井駅が存在するため、第3種農地です。建設業者が無蓋資材置場として農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

最後に、第5項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。保育園が無蓋駐車場として農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

以上、ご報告いたします。

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

部会長

ご異議は無いようですので、議案第37号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、31番小田委員と1番川江委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございませんか。

ほかになければ、これで令和6年度第13回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。